
**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第104号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和6年6月13日に、次のとおり指示した。

令和6年6月28日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（定義）

- 1 この指示において、「ちゃんばら」とはすいしょうがい科まがきがいを、「ちょうたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。

（採捕の制限）

- 2 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域内では、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

（1）試験研究の用に供しようとする者

（2）委員会が特に認めた者

（制限区域）

- 3 ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

（1）点の位置

点ア 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点

点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点

点ウ 須崎市戸島高濬

点エ 須崎市久通沖の簔漁場基点

点オ 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

点カ 須崎市角谷崎高濬共同漁業権境界基点

点キ 須崎市角谷岬突端

点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点

点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と
点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交点

点コ 点オから点カを見通した線から左に85度56分の線と点
カから点オを見通した線から右に49度2分の線との交点

点サ 点オから点カを見通した線から左に27度15分の線と点
カから点オを見通した線から右に87度37分の線との交点

点シ 点オから点カを見通した線から左に4度40分の線と点
カから点オを見通した線から右に132度36分の線との交点

(2) 区域

ア 区域1 (第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域)

点アから点エを見通した線から右に72度2分の線及び点イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中ノ島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

イ 区域2 (第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域)

点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケコ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中点イケ及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

(殻長の制限)

- 4 2のただし書による委員会の採捕の承認(以下「採捕の承認」という。)を受けた者であっても、殻長4センチメートル未満のちゃんばら又は殻長8センチメートル未満のちょうたろうを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

(承認証の携帯)

- 5 採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該採捕の承認に係る承認証を自ら携帯しなければならない。

(報告書の提出)

- 6 採捕の承認を受けた者は、当該採捕の承認に係る承認期間の終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

(採捕の承認の取消し)

- 7 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)に違反してちゃんばら又はちょうたろうを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、採捕の承認を取り消すことができる。

(事務の取扱い)

- 8 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。

(指示の有効期間)

- 9 この指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

高知海区漁業調整委員会指示

○野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又は
ちょうたろうの採捕に係る指示